

## 品川区交通安全協会補助金交付要綱

				要綱第 2 4 3 号
制定	昭和60年	4月 1日	区長決定	
				要綱第 5 号
改正	平成 7年	2月 3日	区長決定	
				要綱第 3 5 号
改正	平成11年	3月30日	区長決定	
				要綱第 1 3 1 号
改正	平成13年	4月 1日	区長決定	
				要綱第 2 4 4 号
改正	平成21年	3月27日	部長決定	
				要綱第 9 9 号
改正	平成24年	3月31日	部長決定	
				要綱第 7 0 号
改正	平成27年	3月 6日	部長決定	
				要綱第 3 2 0 号
改正	令和4年	4月 1日	区長決定	

(補助金交付の目的)

第1条 品川区交通安全協会補助金(以下「補助金」という。)は、品川区内に存する各交通安全協会(以下「交通安全協会」という。)が区内の交通事故防止、交通安全意識の高揚および違法駐車等の防止の啓発等に努め、安全で住みよい町を保持して行くために実施する事業の拡充強化を図り、もって区政の発展に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金は、交通安全協会が次の事業を行うために要する経費のうち、区長が必要かつ相当と認めたものに交付する。

- (1) 安全教育および広報活動の実施
- (2) 安全施設および器材の整備拡充
- (3) 安全行事の実施
- (4) 「品川区違法駐車等の防止に関する条例」に定める違法駐車等の防止活動

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、前項に掲げる事業に要する経費の一部とし、予算の範囲内で交付する。

(交付予定額の通知)

第4条 年度当初において、区長は交通安全協会に対し、補助金交付予定額通知書(第1号様式)により補助金の交付予定額を通知する。

(補助金の交付申請)

第5条 交通安全協会は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは別に定める

期限までに補助金交付申請書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 区長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、交付するものと決定したときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により交通安全協会に通知するものとする。

（申請の撤回）

第7条 交通安全協会は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは補助金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。ただし、その期間中に申請の撤回がないときはこの決定に異議がないものとする。

（請求書の提出）

第8条 交通安全協会は、第6条に規定する補助金の交付決定通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに補助金請求書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消等）

第9条 区長は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた特別の事情により、補助事業の全部または一部が継続できなくなったときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項による取消変更については、補助事業のうちすでに経過した期間に要した経費および残務処理に要する経費を考慮しなければならない。

3 第6条の規定は、第1項の規定により措置した場合に準用する。

（承認事項）

第10条 交通安全協会が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第2条第4号に掲げる事業を除き、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

（1）補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2）補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。

（3）補助対象事業の全部または一部を中止または廃止しようとするとき。

（事故報告）

第11条 交通安全協会は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、またはその実施が困難となった場合は、すみやかに区長に報告し指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第12条 交通安全協会は、事業の適正円滑な執行を図るため、その実施の状況に関し、区長から報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

（補助事業の実施命令等）

第13条 区長は、交通安全協会が提出する報告または地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って実施されていないと認めるときは、当該補助対象事業に適合する処置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

(実績報告書の提出)

第14条 交通安全協会は、補助事業について完了したときまたは会計年度が終了したときは、次に掲げる事項を記載した事業実績報告書(第5号様式。以下「実績報告書」という。)を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の成果
- (2) 補助金に係る収支計算に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

2 前項の規定は、第10条第3号の規定により、中止または廃止の承認を受けた場合に準用する。

(検査等)

第15条 区長が補助職員をして、補助対象事業の実施状況および経理について検査をさせた場合または報告を求めた場合は、交通安全協会はこれに応じなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 区長は、第14条の規定により事業実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定額通知書(第6号様式)により交通安全協会に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 区長は、前条の規定による調査等の結果、その報告に係る補助金対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第14条第1項の規定は、前項の命令により交通安全協会が必要な措置をした場合に準用する。

(補助金の経理等)

第18条 交通安全協会は、補助金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業を常に明らかにしておかなければならない。

(決定の取消)

第19条 交通安全協会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 第6条の規定は、前項による取消しをした場合に準用する。

(補助金の返還)

第20条 区長は、第9条第1項または前条第1項の規定による補助金の交付の決定の

取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約金)

第21条 第19条第1項の規定により補助金の交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたときは、交通安全協会は、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

第22条 この要綱の施行について必要な様式は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は昭和60年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は平成 7年 4月 1日から適用する。

付 則

1. この要綱は平成11年 4月 1日から適用する。

2. 改正後の第16条および第17条の規定は、平成10年度の補助金について適用する。

付 則

この要綱は平成13年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は平成21年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は平成24年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は平成27年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は令和4年 4月 1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

番 号  
年 月 日

交通安全協会  
会長 様

品川区長

年度品川区交通安全協会補助金交付予定額通知書

品川区交通安全協会補助金交付要綱第4条に基づいて、年度補助金交付予定額を下記のとおりお知らせいたします。

記

交付予定額 金 円

（内 訳）

交付対象事業名	予算額（円）
安全教育および広報活動の実施	
安全施設および器材の整備拡充	
安全行事の実施	
条例に基づく違法駐車等の防止活動	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

交通安全協会

会長

年度品川区交通安全協会補助金交付申請書

「品川区交通安全協会補助金交付要綱」に基づき、関係書類を添えて補助金の交付申請をいたします。

記

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(内 訳)

交付対象事業名	予算額(円)
安全教育および広報活動の実施	
安全施設および器材の整備拡充	
安全行事の実施	
条例に基づく違法駐車等の防止活動	
合 計	

2 添付書類

- ・ \_\_\_\_\_年度 \_\_\_\_\_交通安全協会補助事業計画書（第2号様式別紙）
- ・ \_\_\_\_\_年度 \_\_\_\_\_交通安全協会収支予算書
- ・ \_\_\_\_\_交通安全協会規約および役員名簿



第3号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

交通安全協会  
様

品川区長

年度品川区交通安全協会補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました年度品川区交通安全協会補助金について  
下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

交付決定額 金 円

(内 訳)

交 付 対 象 事 業 名	金 額 (円)
安全教育および広報活動の実施	
安全施設および器材の整備拡充	
安全行事の実施	
条例に基づく違法駐車等の防止活動	
合 計	

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

交通安全協会 印

会長 印

年度品川区交通安全協会補助金請求書

年 月 日付 号をもって交付決定のあった 年度品川区交通安全協会補助金として、下記の金額を請求いたします。

記

請求金額 金 円

(内 訳)

交付対象事業名	金額(円)
安全教育および広報活動の実施	
安全施設および器材の整備拡充	
安全行事の実施	
条例に基づく違法駐車等の防止活動	
合計	

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

品川区長 へ

交通安全協会

会長

年度品川区交通安全協会補助事業実績報告書

年度の補助金対象事業が完了しましたので、下記の書類を添えて事業実績の報告をいたします。

記

1 補助金交付額 金 円

(内 訳)

交付対象事業名	交付額(円)	事業実績額(円)
安全教育および広報活動の実施		
安全施設および器材の整備拡充		
安全行事の実施		
条例に基づく違法駐車等の防止活動		
合 計		

2 添付書類

- 年度品川区交通安全協会補助事業実績報告内訳書（第5号様式別紙）
- 年度交通安全協会収支決算書

以上



第6号様式（第16条関係）

番 号  
年 月 日

交通安全協会  
様

品川区長

年度品川区交通安全協会補助金確定額通知書

年度品川区交通安全協会補助事業実績報告書について、品川区交通安全協会補助金交付要綱第16条に基づき審査したところ、適合すると認めるので、補助金額を下記のとおり確定する。

記

1 交付確定額 金 円

(内訳)

交付対象事業名	金額 (円)
安全教育および広報活動の実施	
安全施設および器材の整備拡充	
安全行事の実施	
条例に基づく違法駐車等の防止活動	
合計	

以上